

給実甲第1374号

令和8年2月27日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第11条関係 <u>1 この条の定めるところにより</u> <u>職務の級を決定するときは、第</u> <u>20条関係第1項の規定を準用</u>	第11条関係 (新設)

する。

2 この条の第1項及び第5項の「能力等」には、勤務実績及び公務外における実績を含むものとする。

(削る)

(削る)

3 (略)

1 この条の第1項の「能力等」とは、公務外における実績を有する者にあつては、その者の能力及び実績等をいう。

2 この条の第3項の「人事院の定める職員」は、人事院規則8—18（採用試験）第3条第4項に規定する経験者採用試験（以下「経験者採用試験」という。）の結果に相当すると各庁の長が認める選考の結果に基づいて新たに職員となった者をいう。

3 この条の第3項の「その者に求められる能力等」とは、その者の採用の基礎となった経験者採用試験の合格者又はその者の採用の基礎となった選考の結果に基づいて採用される者に求められる能力及び実績等をいう。  
また、同項の「指定」は、当該経験者採用試験又は当該選考の実施前にあらかじめ行うものとする。

4 (略)

(削る)

5 この条の第4項の規定により職務の級を決定しようとする場合において、その者の経験年数が第15条の2第2項の規定により負となる場合にあっては、この条の第4項の規定による職務の級の決定ができないこととなる。

(削る)

6 この条の第4項の第20条第4項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級は、新たに職員となった者がその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める職務の級に属するものとした場合において、その者の有する経験年数に相当する期間在職したものであるものとして在級期間表に定める在級期間に従うときに昇格させることができる最も上位の職務の級をいう。

(削る)

7 この条の第4項の「特別の事情がある場合」とは、新たに職員となった者の能力及び実績等を踏まえ、職員として在職した場合において勤務成績が特に良

(削る)

4 この条の第5項の「昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級」とは、人事交流等により引き続き職員となった者について、当該人事交流等がなく、引き続き職員であったものとした場合において、その者の能力等（第2項に規定する能力等をいう。）及び部内の他の職員との均衡を考慮して、昇格等の規定を適用したときに決定することができる職務の級をいう。

好であるものとして取り扱うことが適当である場合、部内の他の職員との均衡を失する場合等をいう。

8 この条の第4項の規定により同項の第20条第4項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとする場合には、あらかじめ事務総長に協議するものとする。

9 この条の第5項の「昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級」とは、人事交流等により引き続き職員となった者について、当該人事交流等がなく、引き続き職員であったものとした場合において、その者の能力及び実績等並びに部内の他の職員との均衡を考慮して、昇格させることができる最も上位の職務の級をいう。

第12条関係

(削る)

(削る)

(削る)

第12条関係

1 この条の第1項第1号又は第3号の規定の適用に当たって用いられる初任給基準表に定める号俸には、第14条の規定による号俸が含まれる。

2 この条の第1項第2号の「経験者試験等採用者に求められる能力等」とは、経験者試験等採用者の採用の基礎となった経験者採用試験の合格者又は経験者試験等採用者の採用の基礎となった選考の結果に基づいて採用される者に求められる能力及び実績等をいう。また、同号の「指定」は、当該経験者採用試験又は当該選考の実施前にあらかじめ行うものとする。

3 この条の第1項第2号の規定により号俸を決定するに当たっては、経験者試験等採用者のうち、同号の規定により各庁の長が指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員に適用された初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の

区分（同欄に学歴免許等の区分が掲げられていない場合にあつては、第15条の2関係第5項に定める学歴免許等の区分とする。）に対して経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（第15条の2第1項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者について、当該加える年数又は減ずる年数を考慮することができる。

1 この条の第1項第2号の「能力等」には、勤務実績及び公務外における実績を含むものとする。

2 この条の第1項第2号の「人事院の定める者」は、経験者試験等採用者であつて、次に掲げる者とする。

一 この条の第1項第2号に規定する部内職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日新たに職員となったものとした場合に、その者の有する経

4 この条の第1項第2号の「経験者試験等採用者の有する能力等」とは、経験者試験等採用者の有する能力及び実績等をいう。

(新設)

験年数に相応する経験年数を有することとなる者（次号において「特定部内職員」という。）がない者

二 当該経験者試験等採用者の有する能力等と特定部内職員の有する能力等（第1項に規定する能力等をいう。次項において同じ。）が著しく異なる者

三 前2号に掲げる者に準ずる者としてあらかじめ事務総長の承認を得た者

3 この条の第1項第2号の「人事院の定める号俸」は、その者の採用の日からその者の有する経験年数に相当する月数を遡った日に新たに職員となったものとみなした場合において、その遡った日に決定されることとなる職務の級及び号俸を基礎としてその者の有する能力等を考慮し、昇格、昇給等の規定を適用した場合に、その者の採用の日  
に受けることとなる号俸（特別の事情によりこれにより難い場

(新設)

合及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員の号俸を決定する場合には、あらかじめ事務総長の承認を得て定める号俸)とする。

4 (略)

(削る)

(削る)

5 (略)

6 この条の第1項第3号口の「前条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められていない職員」とは、新たに職員となった者の決定された職務の級の号俸がその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定められていない職員をいい、例えば行政職俸給表(一)初任給基準表の試験欄の「その他」の区分の適用を受ける職員であってその職務の級が2級以上であるもの等がこれに該当する。

7 この条の第1項第3号口の「第23条第1項又は第24条の2第1項の規定により得られる号俸」とは、初任給基準表のその者に適用される区分に対応する初任給欄の号俸を昇格又は

降格の日の前日に受けていたものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる昇格後の号俸又は降格後の号俸をいう。

なお、これらの規定の適用については、昇格したものとされる職務の級が2級以上上位の職務の級である場合においても同様とする。

5 (略)

6 この条の第2項の「人事院が定める場合」は、第11条第5項各号に掲げる者であった期間の実績を踏まえて号俸を決定することが適当と認められる場合とする。

7 この条の第2項の規定により職員の号俸を決定する場合には、別に定めるもののほか、給実甲第442号（人事交流による採用者等の号俸の決定について）に定めるところによるものとする。

第13条関係

1 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される

8 (略)

(新設)

(新設)

第13条関係

(新設)

区分の定めのない者又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者については、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄（初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのある職員にあつては、その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄）に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては第15条の2関係第6項に規定する学歴免許等の区分とする。）のうち、最も低い学歴免

許等の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の各区分については、この条の第2項第1号に該当する者にあつてはその任用の基礎となつた採用試験の区分、同項第2号に該当する者にあつてはかつて同項第1号に該当した際の当該採用試験の区分又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人に勤務する者としての当該採用試験の区分に応じて適用するものとする。

3 （略）

4 この条の第3項の「採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となつた者に相当

1 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の各区分については、この条の第2項第1号に該当する者にあつてはその任用の基礎となつた採用試験の区分、同項第2号に該当する者にあつてはかつて同項第1号に該当した際の当該採用試験の区分又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人に勤務する者としての当該採用試験の区分に応じて適用するものとする。

なお、初任給基準表の試験欄に適用される区分の定めのない職員については、第12条第1項第4号の規定によることとなる。

2 （略）

3 この条の第3項の「採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると

すると認められる者」とは、例えば、次に掲げる者をいう。

- (1) (略)
- (2) 第2条第5号に規定する採用試験のうちいずれかの試験の結果に相当すると認められる人事院規則8—18（採用試験）第3条第4項に規定する経験者採用試験又は選考の結果に基づいて職員となった者

(削る)

認められる者」とは、例えば、次に掲げる者をいう。

- (1) (略)
- (2) 人事院規則8—18第1条第1項に規定する採用試験の結果に相当すると認められる選考の結果に基づき任用された職員

4 この条の第3項後段の規定による報告は、初任給基準表の試験欄の「総合職（院卒）」、「総合職（大卒）」又は「専門職（大卒一群）」の区分の適用後遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 職員の官職（職務の級及び所属部課名）
- (2) (1)の官職に係る職務の内容
- (3) 職員の氏名
- (4) 職員の号俸
- (5) 適用した「採用試験」の区分
- (6) (5)の「採用試験」の区分を

5 (略)  
(削る)

適用した理由

5 (略)

第14条関係

1 この条の第1項の「初任給欄の号俸とすることができる」とは、初任給基準表の初任給欄に定める号俸を同項の規定による号俸に読み替えることができるという趣旨である。

2 この条の規定は、初任給基準表の備考において第15条第1項の規定を適用する場合の経験年数の取扱いについて別段の定めがなされている職員に対しても適用される。ただし、次の各号に掲げる規定の適用を受けた職員に対しては、当該各号に定める規定によりこの条の規定は適用しないこととされている。

一 行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第5項又は第7項の規定 同表の備考第8項の規定

二 行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第6項の規定 同表の備考第7項の規定

三 専門行政職俸給表初任給基準表の備考第5項又は第7項の規定 同表の備考第8項の規定

四 税務職俸給表初任給基準表の備考第2項又は第4項の規定 同表の備考第5項の規定

五 公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第2項又は第6項の規定 同表の備考第7項の規定

六 公安職俸給表(二)初任給基準表の備考第3項又は第6項の規定 同表の備考第7項の規定

七 研究職俸給表初任給基準表の備考第3項又は第6項の規定 同表の備考第4項の規定

3 この条の第1項の表の上欄及び第2項の「専門職学位課程」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものをいう。

4 この条の第1項の表の備考第2号の「人事院が別段の定めをした職員」及び「人事院が定める数」は、次に定めるとおりとする。

一 昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、この条の第1項の表の下欄に定める数（以下この項において「下欄の数」という。）に1を加えた数をもって、当該下欄の数とする。

二 昭和50年度以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その者に適用される経験年数調整表の学歴区分(甲)欄の区分に対応する通算修学年数をその者

の有する学歴免許等の資格の  
正規の在学年数の和の年数か  
ら減じて得られた数が正とな  
る場合は、下欄の数に当該得  
られた数を加えた数（1未満  
の端数を生じたときは、これ  
を切り捨てた数）をもって、  
当該下欄の数とする。

三 医療職俸給表(三)初任給基準  
表の備考第3項の規定の適用  
を受ける者のうち、「短大3  
卒」の区分以上の区分に属す  
る学歴免許等の資格を有する  
者については、下欄の数から  
1を減じた数をもって、当該  
下欄の数とする。

四 次に掲げる者については、  
下欄の数に1を加えた数を  
もって、当該下欄の数とする  
ことができる。

(1) 学校教育法による大学の  
2年制の専攻科の卒業生

(2) 学校教育法による3年制  
の短期大学（昼間課程に相  
当する単位を3年間に修得  
する夜間課程を除く。）の

専攻科の卒業者（独立行政  
法人大学改革支援・学位授  
与機構（旧独立行政法人大  
学評価・学位授与機構、旧  
大学評価・学位授与機構及  
び旧学位授与機構を含む。  
以下同じ。）から学士の学  
位を授与された者を除  
く。）

(3) 学校教育法による2年制  
の短期大学の2年制の専攻  
科の卒業者（独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機  
構から学士の学位を授与さ  
れた者を除く。）

(4) 学校教育法による高等専  
門学校の2年制の専攻科の  
卒業者（独立行政法人大学  
改革支援・学位授与機構か  
ら学士の学位を授与された  
者を除く。）

(5) 学歴免許等資格区分表関  
係第4項第3号(6)の規定の  
適用を受ける者

(6) 旧独立行政法人海員学校  
（旧海員学校を含む。以下

同じ。) 司ちゅう・事務科  
の卒業者

(7) 旧海員学校の専修科  
(「高校3卒」を入学資格  
とする修業年限1年のもの  
に限る。)、専科又は司  
ちゅう科の卒業者

(8) 旧海技大学校本科の卒業  
者

五 旧海員学校高等科の卒業者  
については、下欄の数に2を  
加えた数をもって、当該下欄  
の数とすることができる。

第15条関係

(削る)

(削る)

第15条関係

1 第14条の規定による号俸の  
調整に当たり第14条関係第4  
項第2号の規定により切り捨て  
られた1未満の端数に相当する  
年数は、この条の第1項各号に  
定める経験年数として取り扱う  
ことができる。

2 この条の第2項に規定する者  
の経験年数の算定に当たって  
は、第14条関係第4項第2号  
の規定を適用したものとした場  
合に切り捨てられることとなる

1 未満の端数に相当する年数は、第14条第1項の規定の適用を受けるものとした場合にその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数として取り扱うことができる。

(削る)

3 この条の規定による調整に当たり、12月で除すこととされる経験年数の月数のうち12月に満たない端数の月数（第7項において「端数の月数」という。）は、18月で除すこととされる経験年数の月数として取り扱うことができる。

(削る)

4 この条の第1項の規定を適用する場合の経験年数の取扱いについて次に掲げる規定の適用を受ける者の経験年数については、それぞれその定めるところによる。

(1) 行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第3項又は第8項の規定

(2) 行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第3項又は第7項の

規定

(3) 専門行政職俸給表初任給基準表の備考第2項、第4項又は第8項の規定

(4) 税務職俸給表初任給基準表の備考第5項の規定

(5) 公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第7項の規定

(6) 公安職俸給表(二)初任給基準表の備考第7項の規定

(7) 海事職俸給表(二)初任給基準表の備考第2項の規定

(8) 研究職俸給表初任給基準表の備考第4項の規定

(9) 医療職俸給表(一)初任給基準表の備考の規定

(10) 医療職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項の規定

(11) 医療職俸給表(三)初任給基準表の備考第2項の規定

(12) 福祉職俸給表初任給基準表の備考第2項の規定

5 この条の第1項の「人事院の定める職務の級」は、新たに職員となった者が新たに職員となった日においてその者に適用

(削る)

される初任給基準表の職種欄の  
区分又は試験欄の区分（職種欄  
の区分及び試験欄の区分の定め  
があるものにあつては、それぞ  
れの区分）及び学歴免許等欄の  
区分に対応する初任給欄の職務  
の級（第12条第1項第4号に  
掲げる者にあつては、その者に  
適用される俸給表の最下位の職  
務の級）を基礎としてその者の  
職務と同種の職務に引き続き在  
職したものとみなして第20条  
第4項前段の規定の例によるも  
のとした場合にその者の属する  
職務の級に決定することができ  
る最短の期間（以下「最短昇格  
期間」という。）が5年（次の  
表の左欄に掲げる者にあつて  
は、5年に同欄に掲げる者の区  
分に応じ、同表の右欄に定める  
年数を加減した年数。ただし、  
当該年数が負になる場合には、  
0年）以上となる職務の級とす  
る。

行政職俸給  
表(一)の適用

- 0.5年

	<p><u>を受ける者</u> <u>のうち、B</u> <u>種の結果に</u> <u>基づいて職</u> <u>員となった</u> <u>もので、そ</u> <u>の職務の級</u> <u>を2級以上</u> <u>に決定する</u> <u>者</u></p>	
	<p><u>行政職俸給</u> <u>表(一)の適用</u> <u>を受ける者</u> <u>のうち、選</u> <u>考採用者</u></p>	<p><u>- 3年</u></p>
	<p><u>経験年数調</u> <u>整表関係第</u> <u>2項第6号</u> <u>の表の第1</u> <u>欄に掲げる</u> <u>者</u></p>	<p><u>経験年数調整</u> <u>表関係第2項</u> <u>第6号の表の</u> <u>第1欄及び第</u> <u>2欄の区分に</u> <u>応じて同表の</u> <u>第3欄に定め</u> <u>る年数(同表</u> <u>の第2欄に定</u> <u>める学歴免許</u> <u>等の区分が</u></p>

「短大卒」で  
ある場合に  
あつては、  
0.5年を当  
該第3欄に定  
める年数から  
減じた年数)

注

右欄の「+」の年数は加える  
年数を、「-」の年数は減ずる  
年数を示すものとする。

6 この条の第1項の「職員の職  
務にその経験が直接役立つと認  
められる職務であつて人事院の  
定めるもの」は、職務に在職し  
た年数を経験年数換算表に定め  
るところにより100分の10  
0の換算率によって換算した場  
合における当該職務であつて各  
庁の長が公務に特に有用である  
と認めるものとする。

7 この条の第1項の「人事院の  
定める者」は、次の各号に掲げ  
る者とし、同項の「人事院の定  
める数」は、当該者の区分に応  
じ当該各号に定める数とする。

(削る)

1 この条の第1項の「人事院の  
定める者」は、次の各号に掲げ  
る者とし、同項の「人事院の定  
める数」は、当該者の区分に応  
じ当該各号に定める数とする。

一 経験年数を有する者のうち、その経験年数の月数を12月で除した場合の端数の月数が9月以上となるものであって、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるもの 3

一 この条の規定による調整に当たりその者の経験年数の月数の全てを12月で除すこととされる者（海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの、医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの若しくは福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（第37条関係第15項第2号において「海(一)6級以上職員等」という。）又は行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの若しくは第38条の2各号に掲げる職員（第37条関係第15項第3号及び第17項並びに第39条関係第3項において「行(一)8級以上職員等」という。）となった者を除く。）で、端数の月数

二 (略)

(削る)

(削る)

が9月以上となるもののうち、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるもの 3

二 (略)

8 この条の第1項第1号の「専門職学位課程」については、第14条関係第3項の例による。

9 この条の第1項第2号の「人事院の定める経験年数」は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める経験年数とする。

一 第13条第2項第2号に掲げる者 その者の最短昇格期間を超える経験年数（第14条第1項の規定の適用を受ける者で基準号俸が職務の級の最低の号俸以外の号俸であるものにあつては、同項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数）

二 第13条第3項の規定の適用を受ける者 その者の最短昇格期間を超える経験年数

（基準号俸が職務の級の最低の号俸（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。）以外の号俸である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格（例えば、その者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」及び「専門職（高卒）」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格が該当するものとする。）（第14条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後

(削る)

(削る)

2 この条の第2項の「人事院の定める者」及び「人事院の定める数」は、前項の規定の例による。

第15条の2関係

1～3 (略)

4 この条の第1項の「人事院が定める場合」は、次の各号に掲げる場合とし、同項の「人事院が定める資格」は、当該各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める資格とする。

一 職員が次のいずれかに該当する学歴免許等の資格を有する場合 当該資格（当該資格が2以上ある場合には、その取得日が最も古い資格）

(1) その者の有する学歴免許

の経験年数)

10 前項第2号の「専門職学位課程」については、第14条関係第3項の例による。

11 この条の第1項第4号の「人事院の定める経験年数」は、その者の最短昇格期間を超える経験年数とする。

(新設)

第15条の2関係

1～3 (略)

(新設)

等の資格（その取得日が最も新しいものを除く。）のうち、その取得日から当該資格以外の学歴免許等の資格の取得に係る在学期間が開始されるまでの期間について経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる経験年数が1年以上となるもの

(2) その者の有する最も上位の学歴免許等の資格であつて、その取得後に当該資格よりも下位又は同程度の学歴免許等の資格が取得されているもの

二 前号に掲げる場合に準ずる場合としてあらかじめ事務総長の承認を得たもの 事務総長の定める資格

5・6 (略)

7 前項第1号及び第3号の「専門職学位課程」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当

4・5 (略)

6 前項第1号及び第3号の「専門職学位課程」については、第14条関係第3項の例による。

該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものをいう。

8 この条の第3項の「初任給基準表の備考に別段の定めがある場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1)～(6) (略)

(7) 福祉職俸給表初任給基準表の備考に規定する場合

(削る)

7 この条の第3項の「初任給基準表の備考に別段の定めがある場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1)～(6) (略)

(新設)

#### 第16条関係

1 「その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合」には、当該下位の区分を用い、かつ、当該下位の資格のみ

を有するものとして第14条又は第15条の規定を適用した場合は（例えば試験欄の「一般職（大卒）」の区分の適用を受ける者で「大学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものについて、「一般職（高卒）」の区分を用い、かつ、「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格のみを有するものとして同条の規定を適用した場合）を含むものとし、この場合には、これにより得られる号俸をもって、この条の規定による号俸とすることができる。

2 行政職俸給表(二)初任給基準表の適用を受ける職員については、同表の備考第8項の規定によりこの条の規定は適用されない。

#### 第17条関係

この条の規定により職員の号俸を決定する場合には、別に定めるもののほか、給実甲第442号（人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について）に

(削る)

(削る)

定めるところによるものとする。  
ただし、特別の事情によりこれら  
により難い場合には、あらかじめ  
個別に事務総長の承認を得て、別  
段の取扱いをすることができる。

#### 第18条関係

「人事院の承認を得て定める基  
準」が定められるまでの間におけ  
るこの条の規定による号俸の決定  
については、第48条に定めると  
ころにより、個別に人事院の承認  
を得なければならない。なお、こ  
の条に規定する基準について次に  
掲げる通達の定めるところによる  
ときは、当該基準につきあらかじ  
めこの条の規定による人事院の承  
認があったものとして取り扱うこ  
とができる。

- (1) 給実甲第342号（行政職俸  
給表(二)の適用を受ける技能職員  
の号俸の決定について）
- (2) 給実甲第343号（民間の研  
究所等から採用された研究員の  
号俸の決定について）

(削る)

#### 第19条関係

この条の「初任給基準表の学歴

免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分（これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。）の適用を受ける職員」とは、行政職俸給表(二)初任給基準表の職種欄の「労務職員(甲)」又は「労務職員(乙)」の区分の適用を受ける職員をいい、この条のただし書の「その他その採用について特別の事情があると認められる者」とは、例えば、第18条に規定する事情に準ずるような事情があると認められる者をいう。

#### 第20条関係

(新設)

#### 第20条関係

- 1 この条の規定による昇格後の職務の級については、級別定数の範囲内で、職員が従事する職務に応じ決定するものとする。  
この場合において、当該職員が従事する職務に応じた職務の級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき設定された級別定数を考慮の上、当該従事する職務の実態等を踏まえ決定するものとする。

2 この条の第1項（第11条第

（新設）

1項及び第25条において準用

する場合を含む。次項において

同じ。）の「人事院の定める職

務の級」は、次の表に掲げると

おりとする。

俸給表	職種	職務の級	
行政職俸給表(二)	技能職員	3級以上	
	労務職員(甲)	3級以上	
	労務職員(乙)	2級以上	
専門行政職俸給表		5級以上	
税務職俸給表		7級以上	
公安職俸給表(一)		8級以上	
公安職俸給表(二)		7級以上	
海事職俸給表(一)	大型船舶(一 種)	船長	5級以上
		機関長	
	大型船舶(二 種)	1等航海士	5級以上
		1等機関士	
	大型船舶(三 種)	通信長	4級以上
		事務長	
		2等航海士	4級以上
		2等機関士	
		2等通信士	
		航海士	4級以上
機関士			
通信士			
栄養士			
管理栄養士 事務員			
中型船舶(一 種)	船長	5級以上	
	機関長		
中型船舶(二 種)	1等航海士	4級以上	
	1等機関士		
	通信長	3級以上	
	航海士		
	機関士	3級以上	
	通信士		
	栄養士		
	管理栄養士		
	事務長 事務員		

海事職俸給表(二)	大型船舶	各長	4級以上
		各次長	4級以上
		乗組員	4級以上
	中型船舶	各長	4級以上
		各次長	4級以上
		乗組員	3級以上
	小型船舶	船長 機関長	4級以上
		航海士 機関士 通信士 各長	4級以上
		乗組員	3級以上
教育職俸給表(一)	教授	4級以上	
	准教授	4級以上	
	講師	3級以上	
教育職俸給表(二)	専修学校の教員	3級	
研究職俸給表		3級以上	
医療職俸給表(一)	医師 歯科医師	3級以上	
医療職俸給表(二)	薬剤師	5級以上	
	栄養士 管理栄養士	5級以上	
	診療放射線技師 臨床検査技師	5級以上	
	診療エックス線技師 衛生検査技師	5級以上	
	臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 義肢装具士	5級以上	

	歯科衛生士 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	4級以上
	歯科技工士	4級以上
	その他	2級以上
医療職俸給表(三)	保健師 助産師 看護師	4級以上
福祉職俸給表	生活支援員 職業指導員 就労支援員 心理判定員 精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員 医療社会事業専門員 児童自立支援専門員 児童指導員	6級
	児童生活支援員 保育士	4級以上
	介護員	3級以上
専門スタッフ職俸給表		2級以上

備考

- 1 俸給表欄の「行政職俸給表(二)」の区分に対応する職種欄の各区分については、行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 俸給表欄の「海事職俸給表(一)」の区分に対応する職種欄の船舶の種類については、海事職俸給表(一)級別標準職務表の備考に定めるところによる。
- 3 俸給表欄の「海事職俸給表(二)」の区分に対応する職種欄の船舶の種類については、海事職俸給表(二)級別標準職務表の備考第1項から第3項まで及び第5項に定めるところによる。

- 4 俸給表欄の「海事職俸給表(二)」の区分に対応する職種欄の「各長」、「各次長」及び「乗組員」については、次の各号に掲げるところによる。
- 一 各長 甲板長、操機長及び司ちゅう長並びにその職務がこれらと同程度とみなされる者
  - 二 各次長 甲板次長、操機次長、司ちゅう次長、船匠及び倉庫手並びにその職務がこれらと同程度とみなされる者
  - 三 乗組員 操だ手、甲板員、操機手、機関員、司ちゅう手、司ちゅう員及び看護手並びにその職務がこれらと同程度とみなされる者
- 5 俸給表欄の「福祉職俸給表」の区分に対応する職種欄の「生活支援員」、「職業指導員」、「就労支援員」、「心理判定員」、「精神障害者社会復帰指導員」、「医療社会事業専門員」及び「介護員」については、初任給基準表関係第5項の例による。

3 この条の第1項の「人事院が定める要件」が定められるまでの間における前項に定める職務の級の決定については、第48条の規定により個別に人事院の承認を得なければならない。

4～6 (略)

7 この条の第2項第4号の「これに相当する処分」とは、昇格させようとする者が第11条第5項各号に掲げる者として受けた懲戒処分に相当する処分のことをいう。

8 (略)

(削る)

(新設)

1～3 (略)

4 この条の第2項第4号の「これに相当する処分」とは、昇格させようとする者が第17条各号に掲げる者として受けた懲戒処分に相当する処分のことをいう。

5 (略)

6 この条の第5項の「人事院の定める場合」は、「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針（平成11年3月19日任企一73）」に基づき選抜された職員又はこれに準ずると認められる職員を選抜し育成する一環として昇任させた場合において、その者の職務が昇任前に従事していた職務が分類されていた職務の級の2級上位の職務の級に分類される

(削る)

べきものと評価することができるときその他事務総長の承認を得たときとする。

7 この条の第6項の規定により読み替えられた同条第4項の「人事院の定める要件」は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 第11条第3項の規定により職務の級を決定された職員以外の職員を昇格させる場合昇格させようとする日に新たに職員となったものとした場合のその者の経験年数（初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「総合職（院卒）」の区分の適用を受ける者にあつては、当該経験年数に2年を加えた年数をもって当該経験年数とすることができる。）がその者の属する職務の級の1級上位の職務の級をその者の属する職務の級とみなした場合の最短昇格期間（ただし、この条の第4項後段の規定に該当すると

きは、当該最短昇格期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間とすることができる。  
第22条関係第2項第1号において同じ。)以上であること。

二 第11条第3項の規定により職務の級を決定された職員をその者が採用された日後に最初に昇格させる場合 昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び連続した2回の業績評価の全体評語について、一の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の全体評語が「良好」の段階以上であること  
(次に掲げる職務の級に昇格させる場合にあっては、それぞれ次に定める要件を含む。)

(1) 第2項第1号に規定する職務の級 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 昇格させようとする日

以前における直近の能力  
評価及び連続した2回の  
業績評価の全体評語につ  
いて、いずれも「良好」  
の段階であること。

ロ 第3項第1号(2)ロに掲  
げる要件

(2) 第2項第2号に規定する  
職務の級 (1)イに掲げる要  
件

(削る)

8 この条の第7項に規定するそ  
の者の在級していた期間の計算  
については、民法（明治29年  
法律第89号）の規定による期  
間計算の例によるものとする。  
また、第20条の2関係第2項  
の規定は、この場合の計算につ  
いては適用しない。

(削る)

9 降格した職員（第25条第1  
項に規定する異動をしたことに  
より降格した職員を除く。）が  
昇格する場合におけるこの条の  
第7項の規定の適用に当たって  
は、その者が降格前の職務の級  
以上の職務の級に在職していた  
期間をその現に属する職務の級

(削る)

に在級している期間として取り扱うことができる。

10 この条の第7項ただし書の規定により現に属する職務の級に1年以上在級していない職員を昇格させる場合には、別に定めるもののほか、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）又は給実甲第442号（人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について）に定めるところによるものとする。ただし、特別の事情によりこれらにより難しい場合には、あらかじめ個別に事務総長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(削る)

#### 第20条の2関係

1 この条の第4項各号の規定により同項の「在級した期間」として取り扱うことができる期間を定める場合には、包括的に人事院の承認があったものとされている場合を除き、その都度承

認を得なければならない。

2 選考採用者が、初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受けることとなった場合又は同欄の「採用試験」の一の区分の適用を受ける職員が他の「採用試験」の区分の適用を受けることとなった場合におけるその者の属する職務の級に在級した期間は、それぞれ新たに適用される区分の適用を受けることとなった時以後のものとする。

3 降格した職員（第25条第1項に規定する異動をしたことにより降格した職員を除く。）又は退職の日若しくはその日の翌日再び採用された職員については、当該降格又は退職前においてその職務の級以上の職務の級に在職していた期間（前項に該当する者にあつては、同項に定めるところによる期間）をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

4 在級した期間の計算は、月を

単位として行うものとする。

5 行政職俸給表(一)在級期間表の備考第1項若しくは第6項、専門行政職俸給表在級期間表の備考第1項若しくは第6項、税務職俸給表在級期間表の備考第1項若しくは第3項、公安職俸給表(一)在級期間表の備考第1項から第3項まで若しくは第5項から第7項まで、公安職俸給表(二)在級期間表の備考第1項若しくは第5項又は研究職俸給表在級期間表の備考第1項若しくは第4項の規定の適用については、第13条関係第1項前段の規定の例によるもの(第13条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による初任給基準表の区分と同一の区分)とする。

第21条関係

「異なる学歴免許等の資格を取得した等」とは、初任給基準表の職種欄の一の区分に対応する学歴免許等欄の区分が2以上ある場合において、同欄の下位の区分の適

第21条関係

1 「異なる学歴免許等の資格を取得し」とは、初任給基準表の職種欄の一の区分に対応する学歴免許等欄の区分が2以上ある場合において、同欄の下位の区

用を受ける職員が上位の区分に属する学歴免許等の資格を取得した場合、行政職俸給表(一)初任給基準表の試験欄の「一般職（大卒）」の区分の適用を受ける職員が同欄の「総合職（大卒）」の区分の適用を受けることとなった場合等をいう。

(削る)

## 第22条関係

この条の第1項の「人事院が定めるこれに準ずる場合」は、人事

分の適用を受ける職員が上位の区分に属する学歴免許等の資格を取得した場合をいい、また、「在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなった等」の場合とは、教育職俸給表(一)在級期間表の職種欄の「講師」の区分の適用を受ける職員が同欄の「准教授」又は「教授」の区分の適用を受けることとなった場合、行政職俸給表(一)初任給基準表の試験欄の「一般職（大卒）」の区分の適用を受ける職員が同欄の「総合職（大卒）」の区分の適用を受けることとなった場合等をいう。

2 「上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合」には、職員が在級した期間が在級期間表に定める在級期間に達した場合等単に在級期間表に定める要件を満たした場合は含まれない。

## 第22条関係

1 この条の第1項の「人事院が定めるこれに準ずる場合」は、

院規則 1 1 — 4（職員の身分保障）第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当して休職にされた職員が復職した場合とする。

（削る）

人事院規則 1 1 — 4（職員の身分保障）第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当して休職にされた職員が復職した場合とする。

2 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 1 7 号。以下「派遣法」という。）第 2 条第 1 項の規定により派遣された後職務に復帰した職員又は人事院規則 1 1 — 4 第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当して休職にされた後復職した職員を昇格させる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級に昇格させることができる。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合には、あらかじめ個別に事務総長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

一 第 1 1 条第 3 項の規定により職務の級を決定された職員以外の職員 昇格させようと

する日に新たに職員となったものとした場合のその者の経  
験年数がその者を昇格させよ  
うとする職務の級をその者の  
属する職務の級とみなした場  
合の最短昇格期間以上となる  
当該昇格させようとする職務  
の級

二 第11条第3項の規定によ  
り職務の級を決定された職員  
当該派遣又は休職がなく引  
き続き職務に従事したものと  
みなして、その者が当該派遣  
又は休職の直前に属していた  
職務の級を基礎として昇格等  
の規定を適用した場合に、そ  
の者を昇格させようとする日  
に属することとなる職務の級  
を超えない範囲内の職務の級

第23条関係

- 1 (略)
- 2 この条の第3項の「初任給として受けるべき号俸」とは、第12条、第15条又は第16条の規定により受けることとなる号俸をいう。

第23条関係

- 1 (略)
- 2 この条の第3項の「初任給として受けるべき号俸」とは、第12条、第14条、第15条、第16条又は第18条の規定により受けることとなる号俸をい

3 (略)

第25条関係

1 この条の定めるところにより職務の級を決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるときは、第20条関係第1項の規定を準用する。

2 この条の第1号に掲げる異動には、初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職務への異動を含む。

(削る)

う。

3 (略)

第25条関係

(新設)

1 この条の第1項の「初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合」には、初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職務に異動させる場合を含む。

2 この条の第2項(第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定により職員を昇格させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、その異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるもの)にあつては、そ

それぞれの区分）及び学歴免許等  
欄の区分に対応する初任給欄の  
職務の級（第12条第1項第4  
号に掲げる職員にあっては、そ  
の者に適用される俸給表の最下  
位の職務の級）を基礎としてそ  
の者の経験年数に相当する期間  
その者の職務と同種の職務に引  
き続き在職したものとみなして  
第20条第4項後段の規定の例  
によるものとした場合に決定す  
ることができる職務の級の範囲  
内でその者の職務の級を決定す  
ることができる。

#### 第26条関係

1・2 （略）

3 この条の第1項第2号の「人事院の定める者」については、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）の第1の2に定めるところによる。

4 （略）

5 この条の第1項第3号の「人事院の定める異動」及び「人事

#### 第26条関係

1・2 （略）

3 この条の第1項第2号の「人事院の定める者」については、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定について）の第1に定めるところによる。

4 （略）

5 この条の第1項第3号の「人事院の定める異動」及び「人事

院の定めるところ」については、給実甲第254号の第2並びに給実甲第1306号（初任給基準を異にする異動等をした博士課程修了者等の号俸の決定について）の第1項から第3項まで及び第6項に定めるところによる。

6 (略)

(削る)

#### 第28条関係

この条の後段の規定により読み替えられた第26条第1項第2号の「人事院の定める者」については、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定について）の第4及び給実甲第1306号（初任給基準を異にする異動等

院の定めるところ」については、給実甲第254号の第2並びに給実甲第1306号（博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について）の第2の第1項から第3項まで及び第3に定めるところによる。

6 (略)

#### 第27条関係

この条の第3項の規定により異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして昇格等の規定を適用する場合には、それぞれその在職していたとみなす時における昇格等の規定によるものとする。

#### 第28条関係

この条の後段の規定により読み替えられた第26条第1項第2号の「人事院の定める者」については、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）の第4及び給実甲第1306号（博士課程修了者

をした博士課程修了者等の号俸の決定について)の第4項に定めるところによる。

#### 第29条関係

この条の「人事院の定める号俸」については、給実甲第254号(初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定について)の第6に定めるところによる。

#### 第30条関係

この条の規定による号俸の決定について、給実甲第254号(初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の号俸の決定について)の第7に定めるところによるときは、あらかじめこの条の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

#### 第37条関係

1～11 (略)

12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。

等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について)の第2の第4項に定めるところによる。

#### 第29条関係

この条の「人事院の定める号俸」については、給実甲第254号(初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について)の第7に定めるところによる。

#### 第30条関係

この条の規定による号俸の決定について、給実甲第254号(初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について)の第8に定めるところによるときは、あらかじめこの条の規定による人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

#### 第37条関係

1～11 (略)

12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) 勤務時間法第16条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第3条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。(15)において同じ。)又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣

(1) (略)

(2) 勤務時間法第16条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第3条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。(15)において同じ。)又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。）第9条（法科

に関する法律（平成15年法律第40号。以下「法科大学院派遣法」という。）第9条（法科大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の9若しくは第89条の9、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。以下「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」という。）第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。）第10条、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号。以下「令和七年国際博覧会特措法」とい

大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の9若しくは第89条の9、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。以下「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」という。）第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。）第10条、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号。以下「令和七年国際博覧会特措法」という。）第31条若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特

う。)第31条若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(令和4年法律第15号。以下「令和九年国際園芸博覧会特措法」という。)第21条の規定(以下この項において「特定規定」という。)により給与法第23条第1項及び附則第6項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇及び特別休暇

(3)～(26) (略)

13・14 (略)

15 この条の第6項の「人事院の定める割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの、医療職俸

別措置に関する法律(令和4年法律第15号。以下「令和九年国際園芸博覧会特措法」という。)第21条の規定(以下この項において「特定規定」という。)により給与法第23条第1項及び附則第6項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇及び特別休暇

(3)～(26) (略)

13・14 (略)

15 この条の第6項の「人事院の定める割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 海(一)6級以上職員等又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が

給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの、福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

三 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第38条の2各号に掲げる職員(第17項及び第39条関係第3項において「行(一)8級以上職員等」という。) Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

四 (略)

2級以上であるもの Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

三 行(一)8級以上職員等 Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30

四 (略)

16～20 (略)

第43条関係

1 (略)

2 「人事院が定めるこれに準ずる場合」は、初任給基準表その他規則若しくはこの通達に定める初任給の基準が改正された場合又は学歴免許等資格区分表若しくは経験年数調整表が改正された場合（これらの表の規定に基づくこの通達の定めが改正された場合を含む。）のうち、当該改正に伴い職員の号俸を調整する必要があると認められる場合とする。

3 「人事院の定めるところ」は、別段の定めをした場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 初任給基準表が改正された場合又は学歴免許等資格区分表若しくは経験年数調整表が改正された場合（これらの表の規定に基づくこの通達の定

16～20 (略)

第43条関係

1 (略)

2 「人事院が定めるこれに準ずる場合」は、初任給基準表その他規則若しくはこの通達に定める初任給の基準が改正された場合又は第14条第1項の表、学歴免許等資格区分表若しくは経験年数調整表が改正された場合（これらの表の規定に基づくこの通達の定めが改正された場合を含む。）のうち、当該改正に伴い職員の号俸を調整する必要があると認められる場合とする。

3 「人事院の定めるところ」は、別段の定めをした場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 初任給基準表が改正された場合又は第14条第1項の表、学歴免許等資格区分表若しくは経験年数調整表が改正された場合（これらの表の規

めが改正された場合を含む。)で、改正後の当該基準の適用を受ける者との均衡上必要があると認められるときは、職員の号俸を改正後の当該基準及び第12条の規定を適用したものとした場合に得られる号俸に決定することができる。

(削る)

定に基づくこの通達の定めが改正された場合を含む。)で、改正後の当該基準の適用を受ける者との均衡上必要があると認められるときは、職員の号俸を改正後の当該基準並びに第12条及び第14条の規定を適用したものとした場合に得られる号俸に決定することができる。

#### 第46条関係

1 この条の第1項の規定による報告は、初任給基準表の試験欄の「I種」又は「A種」の区分の適用後遅滞なく、第13条関係第4項の(1)から(6)までに掲げる事項について行うものとする。

2 この条の第3項の規定により読み替えられた第16条の「その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含み、当該適用される試験欄の区分が「一般職（大卒）」、「専門職

(大卒二群)」又は「Ⅱ種」の区分である場合は「B種」の区分は含まないものとする。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合」には、当該下位の区分を用い、かつ、当該下位の資格のみを有するものとして第14条又は第15条の規定を適用した場合(例えば試験欄の「B種」の区分の適用を受ける者で「短大卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものについて、「Ⅲ種」の区分を用い、かつ、「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格のみを有するものとして同条の規定を適用した場合)を含むものとし、この場合には、これにより得られる号俸をもって、同項の規定により読み替えられた第16条の規定による号俸とすることができる。

初任給基準表関係

(削る)

初任給基準表関係

1 次の表の無線従事者の資格欄

に掲げる資格を有する無線従事者（第11条第4項の規定の適用に当たって行政職俸給表(一)在級期間表の備考第4項又は第7項の規定の適用を受けた者に限る。）の職務の級を1級以外の職務の級に決定する場合には、その者の経験年数は、その者の現に有する経験年数に同欄に掲げるその者の有する資格の区分に応じて、同表の調整年数欄に定める年数を加減した年数とする。

無線従事者の資格	調整年数
第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 第1級陸上特殊無線技士	+1年
航空無線通信士	+0.5年
第4級海上無線通信士	-1年

第1級海上特殊無線技士	
その他の資格	-3年

注

(1) 調整年数欄の「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

(2) 「その他の資格」は、行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第2項に定めるところによる。

2 第3級総合無線通信士、第3級海上無線通信士、国内電信級陸上特殊無線技士又は次の表の無線従事者の資格欄の「その他の資格」に該当する資格を有する航空無線従事者（第11条第4項の規定の適用に当たって専門行政職俸給表在級期間表の備考第4項又は第7項の規定の適用を受けた者に限る。以下同じ。）を職務の級1級に決定する場合には、その者の経験年数はその者の現に有する経験年数から1年を減じた年数とし、次の表の無線従事者の資格欄の

(削る)

「その他の資格」に該当する資格を有する航空無線従事者を1級以外の職務の級に決定する場合又は同欄に掲げる資格（同欄の「その他の資格」に該当する資格を除く。）を有する航空無線従事者の職務の級を決定する場合には、その者の経験年数は、その者の現に有する経験年数に同欄に掲げるその者の有する資格の区分に応じて、同表の調整年数欄に定める年数を加減した年数とする。

無線従事者の資格	調整年数
第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 第1級陸上特殊無線技術士	+1年
航空無線通信士	+0.5年
第4級海上無線通信士	-1年

第1級海上特殊無線技士	
その他の資格	-3年

注

(1) 調整年数欄の「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

(2) 「その他の資格」は、電波法施行令（平成13年政令第245号）に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第1級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第1級海上特殊無線技士以外のものを示す。

1 次に掲げる規定の「人事院が別段の定めをした場合」については、給実甲第327号（免許所有者の経験年数の取扱いについて）に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

2 行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第5項及び第7項、専門行政職俸給表初任給基準表の備

3 次に掲げる規定の「人事院が別段の定めをした場合」については、前2項に定めるもののほか、給実甲第327号（免許所有者の経験年数の取扱いについて）に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

4 行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第5項及び第7項、専門行政職俸給表初任給基準表の備

考第4項及び第6項、税務職俸給表初任給基準表の備考第2項及び第4項、公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第2項及び第6項、公安職俸給表(二)初任給基準表の備考第3項及び第6項、教育職俸給表(一)初任給基準表の学歴免許等欄、教育職俸給表(二)初任給基準表の学歴免許等欄及び同表の備考並びに研究職俸給表初任給基準表の学歴免許等欄並びに同表の備考第1項、第3項及び第6項の「専門職学位課程」については、第15条の2 関係第7項の例による。

3 (略)

学歴免許等資格区分表関係

1 (略)

2 学歴免許等資格区分表の大学卒の欄第3号の「専門職大学院専門職学位課程」については、第15条の2 関係第7項の例による。

3～6 (略)

経験年数調整表関係

1 経験年数調整表の学歴区分

考第5項及び第7項、税務職俸給表初任給基準表の備考第2項及び第4項、公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第2項及び第6項、公安職俸給表(二)初任給基準表の備考第3項及び第6項、教育職俸給表(一)初任給基準表の学歴免許等欄、教育職俸給表(二)初任給基準表の学歴免許等欄及び同表の備考並びに研究職俸給表初任給基準表の学歴免許等欄並びに同表の備考第1項、第3項及び第6項の「専門職学位課程」については、第14条 関係第3項の例による。

5 (略)

学歴免許等資格区分表関係

1 (略)

2 学歴免許等資格区分表の大学卒の欄第3号の「専門職大学院専門職学位課程」については、第14条 関係第3項の例による。

3～6 (略)

経験年数調整表関係

1 経験年数調整表の学歴区分

(甲)欄及び学歴区分(乙)欄の「専門職学位課程」については、第15条の2関係第7項の例による。

2 経験年数調整表の備考第4項の「人事院が別段の定めをした者」及び「経験年数に係る調整年数」は、次に定めるとおりとする。ただし、別段の定めをする必要があると認められる者として事務総長が定める者については、事務総長の定めるところによるものとする。

一～三 (略)

四 次に掲げる者については、その者に適用される経験年数調整表の学歴区分(甲)欄の区分に対応する調整年数に1年を加えた年数をもって、経験年数調整表の調整年数とすることができる。

(1) (略)

(2) 学校教育法による3年制の短期大学(昼間課程に相当する単位を3年間に修得する夜間課程を除く。)の

(甲)欄及び学歴区分(乙)欄の「専門職学位課程」については、第14条関係第3項の例による。

2 経験年数調整表の備考第4項の「人事院が別段の定めをした者」及び「経験年数に係る調整年数」は、次に定めるとおりとする。ただし、別段の定めをする必要があると認められる者として事務総長が定める者については、事務総長の定めるところによるものとする。

一～三 (略)

四 次に掲げる者については、その者に適用される経験年数調整表の学歴区分(甲)欄の区分に対応する調整年数に1年を加えた年数をもって、経験年数調整表の調整年数とすることができる。

(1) (略)

(2) 学校教育法による3年制の短期大学(昼間課程に相当する単位を3年間に修得する夜間課程を除く。)の

専攻科の卒業者（独立行政  
法人大学改革支援・学位授  
与機構（旧独立行政法人大  
学評価・学位授与機構、旧  
大学評価・学位授与機構及  
び旧学位授与機構を含む。  
以下同じ。）から学士の学  
位を授与された者を除  
く。）

(3)～(5) (略)

(6) 旧独立行政法人海員学校  
（旧海員学校を含む。以下  
同じ。）司ちゅう・事務科  
の卒業者

(7)・(8) (略)

五・六 (略)

3 第15条の2第2項の規定を  
適用したものとした場合にその  
者の経験年数が負となる者の経  
験年数については、その者の経  
験年数からその者の経験年数に  
相当する年数を調整年数として  
減ずるものとする。

専攻科の卒業者（独立行政  
法人大学改革支援・学位授  
与機構から学士の学位を授  
与された者を除く。）

(3)～(5) (略)

(6) 旧独立行政法人海員学校  
司ちゅう・事務科の卒業者

(7)・(8) (略)

五・六 (略)

3 第13条第2項各号に掲げる  
者、同条第3項の規定の適用を  
受ける者、医療職俸給表(二)の適  
用を受ける言語聴覚士、義肢装  
具士及びあん摩マッサージ指圧  
師並びに福祉職俸給表の適用を  
受ける者のうち、第15条の2  
第2項の規定を適用したものと  
した場合にその者の経験年数が  
負となる者の経験年数について

(削る)

は、その者の経験年数からその者の経験年数に相当する年数を調整年数として減ずるものとする。

#### 在級期間表関係

- 1 在級期間表において別に定めることとされている要件は、別に定めるもののほか、次に掲げる通達に定めるところによるものとする。ただし、特別の事情によりこれらにより難しい場合には、あらかじめ個別に事務総長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

なお、当該要件がこれらに定められていない場合において、当該要件が定められるまでの間の当該要件による職務の級の決定については、第48条の規定により個別に人事院の承認を得なければならない。

- (1) 給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）
- (2) 給実甲第442号（人事交

流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について)

(3) 給実甲第470号(行政職俸給表(二)在級期間表において別に定めることとされている要件による職務の級の決定について)

2 研究職俸給表在級期間表の備考第3項に規定する者を2級に昇格させる場合及び医療職俸給表(一)在級期間表の備考第2項に規定する者の職務の級を2級に決定する場合には、あらかじめ事務総長の承認を得なければならない。

3 福祉職俸給表在級期間表の職種欄の「生活支援員」、「職業指導員」、「就労支援員」、「心理判定員」、「精神障害者社会復帰指導員」、「医療社会事業専門員」及び「介護員」については、初任給基準表関係第5項の例による。

その他の事項

1・2 (略)

3 外務公務員法(昭和27年法

その他の事項

1・2 (略)

3 外務公務員法(昭和27年法

律第41号)第2条第5項に規定する外務職員として人事評価が実施された職員に対する第20条及び第37条並びに第20条関係及び第37条関係の規定の適用については、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令(平成21年外務省令第6号)第6条第1項に規定する全体評語を第20条及び第37条並びに第20条関係及び第37条関係に規定する全体評語と、同令第6条第2項第1号に規定する職員を人事評価政令第6条第2項第1号に掲げる職員と、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令第6条第2項第2号に規定する職員を人事評価政令第6条第2項第2号に掲げる職員と、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令第5条第3項に規定する評価期間を人事評価政令第5条第3項に規定する評価期間と、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令第5条第4項

律第41号)第2条第5項に規定する外務職員として人事評価が実施された職員に対する第20条、第25条(第27条において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第37条並びに第20条関係及び第37条関係の規定の適用については、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令(平成21年外務省令第6号)第6条第1項に規定する全体評語を第20条、第25条及び第37条並びに第20条関係及び第37条関係に規定する全体評語と、同令第6条第2項第1号に規定する職員を人事評価政令第6条第2項第1号に掲げる職員と、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令第6条第2項第2号に規定する職員を人事評価政令第6条第2項第2号に掲げる職員と、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令第5条第3項に規定する評価期間を人事評価政令第5条第3項に規定する評

に規定する評価期間を人事評価政令第5条第4項に規定する評価期間と、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令第4条第3項に規定する評価項目を第20条関係に規定する評価項目と、同条第4項に規定する果たすべき役割を同条関係に規定する果たすべき役割と、同令第7条第2項に規定する調整者を第37条関係に規定する調整者と、同条第1項に規定する評価者を同条関係に規定する評価者と、同令第6条第1項に規定する個別評語を同条関係に規定する個別評語と、同条第4項に規定する個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を同条関係に規定する個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項とみなす。

評価期間と、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令第5条第4項に規定する評価期間を人事評価政令第5条第4項に規定する評価期間と、外務職員の人事評価の基準、方法等に関する省令第4条第3項に規定する評価項目を第20条関係に規定する評価項目と、同条第4項に規定する果たすべき役割を同条関係に規定する果たすべき役割と、同令第7条第2項に規定する調整者を第37条関係に規定する調整者と、同条第1項に規定する評価者を同条関係に規定する評価者と、同令第6条第1項に規定する個別評語を同条関係に規定する個別評語と、同条第4項に規定する個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を同条関係に規定する個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項とみなす。

以 上